

地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年1月16日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

ア 契約の目的の名称 物品託送業務（各区分1個当たりの単価）

イ 調達予定数量 小口貨物発送 ※1 5,950個

軽量小型貨物発送 ※2 4,230個

（各区分ごとの詳細は、仕様書による）

※1 ～ 30kg以下の小口貨物。保冷、着払含む。

※2 ～ 書籍、雑誌、商品カタログなど、軽量・小型の荷物。

1kg以内、長辺34cm、短辺25cm、厚さ2cm以内。

市場名称：メール便等

(2) 契約の目的の仕様等

契約書（案）及び業務処理要領による

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

2 入札に参加する者に必要な資格

令和8年地方独立行政法人北海道立総合研究機構告示第1号に規定する物品託送の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

〒060-0819 札幌市北区北19条西11丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ

6 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北19条西11丁目 北海道総合研究プラザ 1階セミナー室1

(2) 入札日時 令和8年2月17日（火） 午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成22年4月1日規程48号。以下「取扱規則」という。）第19条に規定する場合を除き、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、財務規則第10条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、入札書記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低である者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構法人本部経営管理部財務グループ

イ 所在地 札幌市北区北19条西11丁目

ウ 電話番号 011-747-2798

(4) 前金払

前金払はしない。

(5) 概算払

概算払はしない。

(6) 部分払

部分払はしない。

(7) 再度入札等

初度の入札で落札者がいないときは、再度入札を実施する。再度入札の結果落札者がいないときは、取扱規則第28条第1項第5号の規定により随意契約に移行する。この場合、再度入札において入札総価額が最低である入札（有効な入札に限る）をした者から見積書を徴する。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道総研が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。